

平成26年(2014年)6月9日

姫路市長 石見利勝 様

姫路市個人情報保護審議会
会長 菅尾英文

収集制限及び本人通知の省略並びに外部提供に係る本人通知の省略
に関する意見について(答申)

平成26年5月23日付で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。
なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適当と認める理由等

1 収集制限の例外の適否について

- (1) 平成26年4月1日から消費税率が引き上げられたことに伴い、低所得者への影響に鑑み臨時福祉給付金が、子育て世帯への影響を緩和するために子育て世帯臨時特例給付金がそれぞれ支給されることとなりました。

この事務は、平成25年10月に閣議決定された「消費税率及び地方消費税率の引き上げとそれに伴う対応」及び同年12月の「好循環実現のための経済対策」に盛り込まれ、その実施本部を厚生労働省に設置し、全国の市町村において実施されるものです。

- (2) 臨時福祉給付金は、平成26年度住民税が課税されていない者(課税されている者に扶養されている者及び生活保護受給者を除く。)を対象に一人当たり1万円(老齢基礎年金、特別障害者手当等の受給者などは5千円を加算)が、子育て世帯臨時特例給付金は、平成26年1月分の児童手当・特例給付受給者のうち平成25年中の所得が児童手当所得制限未満の者(生活保護及び臨時福祉給付金受給対象者を除く。)を対象に対象児童一人当たり1万円が、それぞれの対象者からの申請に基づき、各市町村を通じて支給されます。両給付金とも、原則として対象者の平成26年1月1日現在の住民登録所在地の市町村が支給することになっています。
- (3) 厚生労働省は、両給付金制度において申請及び支給漏れ並びに重複支給の防止並びに確実な加算措置の実施等を確保するための方策を具体的に講じています。

例えば、児童福祉施設入所等児童等については、対象者に確実な支給を行うため、対象者の入所する施設所在地の市町村が給付金を支給する仕組みとしたうえで、対象

者に係る事務手続きを適正に行うため、対象者の住民票所在地情報、氏名、性別、生年月日等の情報を関係する県や市町村間で提供し合うこととされています。

また、臨時福祉給付金における老齢基礎年金受給者等の加算措置対象者には市町村において確実に加算措置が実施されるよう、対象者の住所、氏名、性別、生年月日等の情報を日本年金機構から住民登録所在地の市町村に提供することとされています。

- (4) 実施機関が、個人情報収集しようとするときは、本人から収集することが原則ですが、本人からの収集に要する時間と費用に鑑みれば、これらの情報を利用して支給対象者及び加算対象者を把握し本業務を行うことは、本制度の趣旨から見ても合理的であり、相当の理由があると解されます。

以上のことから、別紙のうち1に掲げる個人情報の収集については、本人収集の原則の例外規定である姫路市個人情報保護条例第8条第2項第6号の「公益上必要」の要件を満たしているため適当であると解されます。

2 本人通知の省略について

(1) 収集に係る本人通知

両給付金業務において、通知を要する対象者が極めて大量であり、かつ、事務処理に多大な時間と費用を要するものと解されますので、別紙のうち1に係る本人への通知を省略することもやむを得ないと考えます。

(2) 外部提供に係る本人通知

両給付金の制度上、対象者の申請及び支給漏れ並びに重複支給を防止するため、必要な情報は市町村間で提供し合うこととなっています。

児童福祉施設入所等児童等に関する情報は、入所等の措置を行った市町村が当該児童に係る情報を入所先及び平成26年1月1日現在の住民登録所在地の市町村に提供することで、手続きの脱漏、重複等を避けることができ、手続き上必要とされる情報の外部提供と言えます。

両給付金業務において、情報を外部提供しても対象者に不利益が生じないこと及び個々により入所状況が異なる対象者に通知することは、業務の性質上困難な場合もあると解されますので、別紙のうち2に係る本人への通知を省略することもやむを得ないと考えます。

3 審議会からの意見

これら収集した個人情報は、第三者に誤って提供等されることがないように適正に取り扱うとともに、支給事業終了後の文書保存期間中においても個人情報を厳重に保管し、保存期間終了後は適切かつ確実な処分を実施するよう申し添えます。

1 収集制限(条例第8条第2項第6号)及び本人通知(規則第4条第1項第2号)に該当するもの

情報の種別	情報の内容	収集先
(1) DV被害による避難者に関する情報	住民票所在地、住所、氏名、生年月日	県
(2) 児童福祉施設入所等児童等に関する情報	措置等自治体情報、住民票所在地情報、氏名、性別、生年月日、入所等年月日、徴収金階層区分	県・他市町村
(3) 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金受給者等に関する情報	基礎年金番号、年金コード、住所、氏名、性別、生年月日、年金の受給状況	日本年金機構
(4) 特別児童扶養手当の受給者に関する情報	住所、氏名、性別、生年月日	県
(5) 原爆被爆者諸手当の受給者に関する情報	住所、氏名、性別、生年月日	
(6) 毒ガス被害者対策手当及びガス障害者対策手当の受給者に関する情報	住所、氏名、性別、生年月日	国・県等
(7) 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法に基づく健康被害救済給付金の受給者に関する情報	住所、氏名、性別、生年月日	
(8) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用被害救済制度又は生物由来製品感染等被害救済制度の受給者に関する情報	住所、氏名、性別、生年月日	

2 外部提供本人通知(規則第4条第1項第2号)に該当するもの

情報の種別	情報の内容	保有元	提供先
児童福祉施設入所等児童等に関する情報	措置等自治体情報、住民票所在地情報、氏名、性別、生年月日、入所等年月日、徴収金階層区分	子ども支援課	他市町村